

令和 8 (2026) 年度 群馬県立ぐんま昆虫の森「博物館実習」受入れ案内

1 目的

教育普及、昆虫飼育、資料整理など、本園の様々な業務について実習を行い、昆虫園・昆虫館をはじめとする自然系施設の役割や実際の業務を理解することを目的とします。

2 実習期間

令和 8 (2024) 年 8 月中に 1 週間程度の実習を行います。

日程の詳細は、後日決定します。

3 定員 若干名

4 受付期間

令和 8 (2026) 年 4 月 6 日(月)～5 月 29 日 (金)まで(必着)

※実習を希望される方は、必ず事前に電話で問い合わせをしてください。

5 実習内容

教育普及、昆虫飼育、資料整理など、ぐんま昆虫の森の業務を中心に実習を行います。

6 受入れの条件

(1) 大学(大学院を含む)において、博物館法施行規則第 1 条の規定に基づく科目の単位を履修済み、または履修中の者。

(2) 本園が定める全期間において実習可能な者。

(3) 大学において自然科学分野の科目を専攻しており、昆虫学、または生物学(動物学・植物学等)及び自然環境学関連の知識を有し、将来、自然系博物館施設(昆虫館、自然史博物館、動物園、植物園等)への就職を希望する者。

(4) 希望者多数の場合は、本園の専門性と一致する者、群馬県出身者、または群馬県内の大学の学生を優先します。

(5) 実習態度が不適切な実習生は、実習途中でも受入れを取りやめることがあります。

7 実習の申請について

(1) 申請は所属大学からのみ受け付けます。学生個人からの申請は受け付けません。

(2) 1 大学からの申請は 2 名までとします。

(3) 大学を通じて博物館実習申請書(様式 1)及び博物館実習生身上書(様式 2)を提出してください。尚、上記書類は同様の内容であれば大学の様式でも構いません。

(4) 本園所定の様式が必要な場合、直接取りに来る、切手を貼った返信用封筒を同封の上請求する、またはぐんま昆虫の森ホームページからダウンロードしてください。

8 受入れ可否について

大学から申請のあった実習希望者について審査し、受入れの可否について申請から 1 ヶ月

以内に所属大学あてに通知します。

9 その他

- (1) 実習中の事故等については、基本的に実習生の責任とします。
- (2) 実習中の本園資料ならびに施設の破損については、基本的に実習生及び所属大学の責任とします。
- (3) 実習にかかる費用・謝金等は不要です。
- (4) 実習中の交通手段は各自で確保してください。
- (5) 学生による電話での仮受付は行いますが、大学からの申請書類をもって正式な受付とします。
- (6) 申請した学生が実習を辞退する場合は、必ずその旨を連絡してください。
- (7) 本園は博物館類似施設であり、博物館法第二条第一項に規定する登録博物館および同法第二十九条に規定する指定施設ではありませんので、その点をご留意ください。

10 問い合わせ・申込み先

〒376 - 0132 桐生市新里町鶴ヶ谷 460-1

群馬県立ぐんま昆虫の森

昆虫企画係 博物館実習担当

電話：0277-74-6441 FAX：0277-74-6466